

令和3年8月31日召集

## 令和3年度8月定例総会議事録

新潟市南区農業委員会

## 新潟市南区農業委員会 令和3年度8月定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月31日(火) 午後2時50分から午後3時15分

2. 開催場所 南区役所庁舎4階 講堂

3. 出席委員(18人)

会長(議長)	4番	原	平一		
委員	1番	野内	健一	2番	羽入一則
	3番	伊勢亀	裕二	5番	塩原信子
	6番	知野	勉	7番	堤一郎
	8番	小林	裕	9番	平原大悟
	10番	帯瀬	和幸	11番	曾山茂
	12番	伊藤	隆	13番	阿部源一郎
	14番	高橋	潤一		
	16番	齋藤	雅美智	17番	野澤秀子
	18番	田村	常一	19番	清水昭

4. 欠席委員(1人) 15番 阿部 信哉

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員選出

第3 議事

議案 第31号 新潟市農用地利用集積計画の取消しについて

議案 第32号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案 第33号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

追加議案

議案 第34号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

第4 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 小沢 昌己

事務局次長 滝沢 秀樹

農地係長 岡田 明

農政振興係長 和田 友宏

## 7. 会議の概要

事務局長	<p>定刻より若干早いですが、委員の皆様、お集まりですのでこれより始めさせていただきます。</p> <p>15番 阿部委員から欠席の連絡が来ております。それでは、会長からごあいさつを頂き、引き続き総会の議事の進行をお願いいたします。原会長お願いします。</p>
会 長	<p>&lt;あいさつ&gt;</p>
議 長	<p>ただ今から、8月定例総会を開会いたします。当委員会会議規則第4条で定める定足数に達しておりますので、当総会は成立しております。議事日程に従いまして、まず規則第14条第2項に基づき、議事録署名委員の選出について、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしの声ですので、8番 小林委員、9番 平原委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に沿って進めます。はじめに、議案第31号 新潟市農用地利用集積計画の取消しについて、提案いたします。事務局からの説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案第31号 新潟市農用地利用集積計画の取消しについて提案いたします。</p> <p>A4横の1枚ものの資料をご覧ください。取消案件につきましては、令和3年度6月定例総会においてご承認いただきました、議案第22号、白根地区、売買1号です。</p> <p>取消理由は、定例総会后、市公告日前に譲渡人が亡くなり、所有権移転登記に必要な書類の確保等ができないことから、譲渡人の相続人、譲受人から新潟市農用地利用集積計画の取消申請書が提出されたためです。今後につきましては、相続の完了後、改めて売買の手続きを行うとのことです。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>これよりご質問、ご意見をお受けしますが、ご発言に際しまして、挙手の上、議席番号とお名前を言ってから、ご発言いただくようお願いいたします。それでは、ただいまの議案第31号の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、議案第31号についてお諮りいたします。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>

(異議なし)

議 長 異議なしの声ですので、議案第31号 新潟市農用地利用集積計画の取消しについて、提案のとおり承認と決定いたします。

次に、議案第32号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、提案いたします。

事務局からの説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第32号 新潟市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

今回は売買の案件が1件となります。申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしているものと考えます。従いまして、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対し要請するものです。

資料2、新潟市農用地利用集積計画の決定についてをご覧ください。①一般案件の表紙をめくっていただいて、令和3年8月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。所有権移転について、白根地区で売買1件、畑、676㎡です。詳細につきましては、議案書の3枚目以降となります。こちらに、農地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積について記載しています。また、内容欄には支払方法、支払の総額と10a当たりの価格、支払期限、移転、引渡時期が記載されています。今回の申請案件につきまして、譲渡人と規模を拡大したい意向のある譲受人との相談の結果、話がまとまったものです。当該農地は譲受人の祖父名義の農地と接しており、また、その周辺の農地も含めて一体的に利用される見込みであることを確認しております。以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。それでは、議案第32号の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議 長 ご質問、ご意見がありませんので、議案第32号についてお諮りいたします。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声ですので、議案第32号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、提案のとおり承認と決定いたします。

次に、議案第33号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、追加議案第34号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、一括して提案いたします。事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

資料1、議案書1ページをご覧ください。議案第33号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、ご説明いたします。白根地区2件でございます。白根地区1号で、一点修正をお願いいたします。契約内容で、使用貸借権設定とあるのを贈与と修正願います。

白根地区1号の申請地は、南区和泉の畑2筆で転用目的が個人住宅建築敷地です。1号の申請地は、当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表、1ページ、2ページに記載のとおり、集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地として、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し、許可相当と判断しております。

白根地区2号の申請地は、南区庄瀬の畑1筆で転用目的が個人住宅建築敷地です。2号の申請地は、当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表、3ページ、4ページに記載のとおり、集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地として、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し、許可相当と判断しております。

続きまして、2ページをご覧ください。追加議案第34号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、ご説明いたします。白根地区2件でございます。

白根地区1号と2号は、売買で、それぞれ所有権を移転するものです。白根地区1号から2号は、当日配布資料の5ページ、6ページの農地法第3条調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると判断できます。なお、議案第33号、追加議案第34号は、いずれの議案も調査委員会に付されております。以上で説明を終わります。

議長

つづきまして、調査委員会の調査結果について、第2調査委員長の17番 野澤委員から報告をお願いいたします。

第2調査  
委員長

去る、8月26日 午後2時から、第2調査委員会を開催しましたので、ご報告いたします。調査委員会に付託された案件は、農地法第5条許可申請が2件、農地法第3条許可申請が2件です。

資料1の議案書1ページ、農地法第5条許可申請の1号ですが、転用者の代理人からおいでいただきました。申請地は、和泉の畑2筆、面積は497㎡になります。転用目的は、個人住宅建築敷地で、契約内容は贈与による所有権の移転です。転用者は、現在、職員宿舎に居住していますが、子供も生まれ手狭になり、父所有の農地を譲り受け、個人住宅を建築するため申請しました。

続いて、5条許可申請の2号です。転用者からおいでいただきました。申請地は、庄瀬の畑1

筆、面積は312㎡になります。転用目的は、個人住宅建築敷地で、契約内容は贈与による所有権の移転です。転用者は、現在、親世帯と同居していますが、子供も生まれ手狭になり、祖父所有の農地を譲り受け、個人住宅を建築するため申請しました。

5条許可申請1号と2号の申請地は、10ha以上の農地の集団性があるため、第1種農地に分類されますが、不許可の例外の住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、関係機関とも協議済みで排水関係も問題ないことから、許可相当と判断し、許可後に工事を行うよう指導しました。

続いて、2ページの追加議案、農地法第3条許可申請の1号です。申請地は、東萱場の田4筆、面積は2,496㎡で、農用地区域外です。契約内容は売買による所有権の移転で、申請内容は譲受人が経営規模の拡大を図るためとのことです。

続いて、3条許可申請の2号です。申請地は、庄瀬の畑1筆、面積は527㎡で、農用地区域内です。契約内容は売買による所有権の移転で、申請内容は譲渡人が耕作できないためとのことです。なお、1号と2号は、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないことを確認しております。以上で、第2調査委員会の報告を終わります。

議 長

事務局からの説明と調査委員長長の報告が終わりました。

それでは、議案第33号及び追加議案第34号について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議 長

ご質問、ご意見がありませんので、議案第33号についてお諮りいたします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしの声ですので、議案第33号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、許可すべきものと決定し、どちらも3,000㎡を超える案件ではないことから、許可処分を行います。

つづきまして、追加議案第34号についてお諮りいたします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声ですので、追加議案第34号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、許可することに異議なしと決定いたします。

次に、報告事項に入ります。一括して事務局からの説明をお願いいたします。

事 務 局 資料1、議案書3ページをご覧ください。

農地法第5条転用届出に関する受理について、ご説明いたします。届出を受理したのは、白根地区1件でございます。転用内容につきましては、個人住宅建築敷地で面積は151㎡です。

続きまして、議案書4ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、ご説明いたします。賃貸借を合意解約した旨の通知を受理したのは、白根地区4件、味方地区1件の計5件でございます。1号から4号は賃借人の変更による解約で、5ページ5号は農地売買による解約です。

続きまして、議案書6ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、ご説明いたします。届出を受理したのは、白根地区2件、味方地区1件の計3件でございます。この農地法第3条の3の届出は、相続等によって農地の権利を取得したとき、適正に農地として利用されるように届出が義務づけられたものです。今回、斡旋の希望はありませんでした。以上で、報告を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。ただいまの説明についてご質問はありませんか。

(質問なし)

議 長 質問がないようですので、報告事項は承認されました。その他、委員の皆さまから何かございますでしょうか。

(特になし)

議 長 ないようですので、本日の議事として提案いたしました議案及び報告事項については終了いたします。以上で8月定例総会を閉会いたします。

事務局から連絡事項をお願いします。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 原 平 一

署名委員 小 林 裕

署名委員 平 原 大 悟